

長岡市告示第232号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の規定により、次のとおり使用料の徴収事務を委託したので、同条第2項及び長岡市財務規則（平成3年長岡市規則第15号）第62条第2項の規定に基づき、告示します。

令和6年4月1日

長岡市長 磯田達伸

1 委託事務の内容及び委託先

委託事務の内容	委託先住所	委託先氏名
長岡ロングライフセンターの使用料徴収事務	長岡市雨池町44番地5	株式会社北栄 代表取締役 村上揚市郎

2 委託を必要とする理由

指定管理者制度の導入に伴い、使用料徴収事務の合理化を図るため

3 委託する期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで